

令和7年高島市農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 令和7年10月9日（木）

午後1時35分から午後3時5分まで

2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12

3 出席委員（14人）

会長	6番	中田正敏
副会長	10番	地村満信
	1番	田中孝敏
	2番	青谷喜代一（議事録署名委員）
	5番	采野 哲（議事録署名委員）
	7番	前川幸雄
	8番	古谷久栄
	9番	上原満枝
	11番	中川幸雄
	14番	山田善嗣
	15番	浅井嘉己
	16番	古田卓見
	18番	足立 功
	19番	石津紘子

4 欠席委員（5人）

	3番	橋本久義
	4番	高木敏一
	12番	中江武良
	13番	岸田忠則
	17番	清水 巧

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 令和7年度地域計画における「協議の場」の結果報告について

第 3 報告第19号 人事異動に伴う農業委員会職員の任免について

- 第 4 報告第 20 号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
- 第 5 報告第 21 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 6 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第 42 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 令和 7 年度高島市農業施策等に関する意見書について

6. 連絡事項

- (1) 令和 7 年第 11 回総会について

- ・ 日 時 令和 7 年 11 月 10 日（月） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

- (2) 令和 7 年度東海・近畿ブロック農業委員会女性委員研修会

- ・ 日 時 令和 7 年 11 月 28 日（金） 午後 1 時 00 分
- ・ 場 所 東近江市立能登川コミュニティセンター

- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（午前中 先進地研修計画中）

- ・ 日 時 令和 7 年 12 月 4 日（木） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 ひこね文化プラザ

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課 主査 上原 翔

8. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局 局長 川崎 弘
参事 前河 康史

9. 会議の概要 次のとおり

事務局	定刻より、少し遅れましたが、只今より、始めさせていただきます。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、ただ今より令和 7 年第 10 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、14 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、4 番高木委員、12 番中江委員、13 番岸田委員、17 番清水委員の 4 名となっています。なお、3 番橋本委員については、現在連絡しておりますが欠席されるかどうかの確認ができておりません。本日の案件は、報告事項が 1 件、報告案件が 13 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件が 13 件、第 4 条案件が 1 件、第 5 条案件が 3 件、市長部局からの案
-----	--

	件として、農業経営改善計画の認定案件が1件、以上32件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、総会終了後、非農地判断検討委員会の開催を予定しております。スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。なお、本日、配付しております議案書ですが、8ページ。高島市農委議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1および番号2の案件につきまして、担当委員議席番号が4となっておりますが、3の誤りでございました。この場をお借りしまして、改めてお詫び申し上げます。本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。なお、個人情報の観点から「総会議案書」「報告・議事案件資料集」「参考資料」資料2につきましては、会議終了後回収させていただきます。また、参考資料ですが、資料1として「農業委員会に係る農政の動きについて」をお配りしております。これは、9月19日に開催されました、県農業会議の常設審議委員会の場での報告がありました資料でございます。各委員の皆様もご一読いただければと思います。なお、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしく願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただき、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 (唱 和)
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。
事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき会長にお願いをいたします。それではよろしく願いします。
会長	それでは皆様、改めましてこんにちは。各委員の皆様には、常日頃から

農業委員会活動にご精励をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。また大規模農家の皆様には、農繁期の真ただ中でおられると思います。農地を見ておりますと、ほとんどの農地が収穫を終えてきており、来年の麦つくりの作業の準備に、これから入られる様子が伺えます。

また、話は変わりますが、最近の報道を観ておりますと、過去においてこれほどまでに、米のことが新聞報道されていたことはなかったと思います。米が毎日上がったり下がったり報道がなされており、本当に市場に米が無くなってしまったのか。大丈夫なのか。と不安を覚える報道が多くありました。これを受けて、米の増産に政策展開していくという国の報道もあり、本当に、私たち農家は、どのようにしていったらよいのかという大きな岐路に立たされている状況となってしまいました。そうした中で今年の米の品質は非常に悪いという情報も聞こえてまいりました。全国的には1等米の比率が60%をこえる程度という状況であり、農協の概算金は、始まって以来の高値で、32000円から34000円の価格となっている状況です。改めて、これからの農業への不安とこれから農業委員会の運営が非常に難しい局面に立っているという実感がわいております。また、意見書でございますが、これまで各分科会でご議論いただき、大変お世話になりました。本日の総会でご承認いただきましたら、10月16日に市長へお渡しさせていただく予定となっております。これにつきましても、農業委員会が実施した非農地証明事務において、証明を出した農地の税金が上昇するという事案が出てまいりました。地方税法上は、課税部局において一定の裁量権が認められていることから、農業委員会が非農地証明した農地については、一定の裁量権の範疇としての取扱いをしていただくことはできないか。と意見書でも述べているところであります。あと、我々農業委員の任期も残り9か月となってまいりました。12月にはある程度、人選に向けて動いて行かなければならない時期となります。先日も、湖国女性農業・推進委員協議会の方から女性の登用についての要請を受けたところであり、私達、農業委員においても男性だけでなく女性の意見も広く取り入れた農業委員会として、取り組んでいかなければならないと考えておりますので、それぞれ選任をされていかれる中で、そういったこともしっかりと概念の中に入れていただいて、次の方へバトンパスをしていけるように取り組んでいただきたいと考えております。特に農地利用最適化推進委員につきましても、女性の方の登用も重要であると考えておりますので、皆様方にとりましても、特段のご配慮をいただきたいとお願いを申し上げます。今現在3名の女性の方が担っていただいているとこ

	ろですが、ぜひとも、継続をしていただければありがたいと心からお願いさせていただきたいと考えているところです。それぞれご事情もあろうかと思いますが、ご協力をお願い申し上げたいと考えております。そういった中でございますが、本日ご提案申し上げます議案につきましては、十分ご審議をいただきまして、適正なるご判断をお願い申し上げます。日頃のお礼とご挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたしますします。
会長	それではこれより令和7年第10回高島市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程に従いまして、会議を進めさせていただきます。 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、2番青谷喜代一委員、5番采野哲委員のお二方を指名させていただきます。お二方、よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、議事日程第2、報告事項を議題といたします。報告事項第1「令和7年度地域計画における「協議の場」の結果報告について」は、事務局から説明をお願いします。
事務局	本日 お配りしています、参考資料をご覧ください。資料2. 令和7年度第1回地域計画変更にかかる「協議の場」の結果報告について。本件は、地域計画における、耕作者情報等の変更に伴い、協議の場を開催されたものでこの後の事務処理としては、変更案の公告開始が約2週間後、公告期間が2週間あることから、全体的に1か月後には、変更公告が終了する見込みです。それでは、今回の変更内容について説明させていただきます。 1ページをご覧ください。地域計画変更内容の一覧です。マキノ地域で26筆、今津地域で28筆、新旭地域で2筆、安曇川地域で64筆、高島地域で4筆、市内全体で124筆の変更がございました。2ページから4ページが、それぞれの筆の変更の詳細となっております。以上でございます。
会長	これについて、参加をされました地区代表の農業委員の方から、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (意見なし)

会長	それでは、意見も無いようですので、他の委員の方から、何かご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。
中川委員	11番。中川です。ちょっと確認させていただきたいんですが、一覧表の中で備考欄に修正となっているところがあるがどういう意味か。
采野委員	5番。采野です。全体的に変更前と変更後で同じ担い手が掲載されているところがあるかどうか。これも、併せてお知らせいただきたい。
事務局	現在、資料を持ち合わせておりませんので、詳細を確認させていただきます。
会長	他に、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、事務局より先程の質疑に対して確認のうえ報告をお願いいたします。それでは、他に意見も無いようですので、以上で、報告事項第1の案件を終りたいと思います。 次に、議事日程第3。報告第19号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをご覧ください。報告第19号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について。」農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会職員を任免したので報告します。令和7年10月9日。高島市農業委員会会長。この度の、人事異動では、これまで、私、川崎農業委員会事務局長が事務局次長取扱として併任の人事発令でありましたが、この度併任が解かれ、専任の事務局長としての人事発令となっています。また、人事課付けでありました、玉木課長が、この度、事務局次長として人事発令されて、人員が1名増員となりました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。今後は、総会には、私と玉木次長、それと前河参事の3名体制で進めさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本来ですと、本日、玉木次長からご挨拶をさせていただきたいところですが、体調不良のためお休みをいただいております。また次

	回ご挨拶させていただければと思います。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。人事発令でございますが、ご質問をお受けしたいと思いますが、何かございますか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見も無いようでございますので、以上で「報告第19号」の案件を終わらせていただきます。
会長	次に、議事日程第4。報告第20号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4ページをご覧ください。報告第20号。「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」田畑転換等 農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程 第2条第1項第3号の規定に基づき、これを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和7年10月9日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番446番1。地目、田。面積、530平方メートル。目的、田に盛土をして、ビニールハウスとして利用。申請位置図等は、議事案件資料集1ページ・2ページをご参照ください。 田畑転換等 農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。 本件は、盛土を行い、杉苗木の育苗目的で隣接地と同様にビニールハウスを設置することとして、田畑転換の形状変更届出が提出されたものです。 「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和7年9月10日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。以上でございます。
会長	このことにつきまして何か、ご意見とかご質問ありましたら、ご発言をお願いします。 (質疑・意見なし)

会長	それではご意見も無いようでございますので、以上で「報告第20号」の案件を終わらせていただきます。
会長	それでは次に、議事日程第5報告第21号。農地の転用事実に関する照会について。を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	5ページをお開きください。報告第21号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和7年10月9日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示 地番4番1。地目、畑。面積75平方メートル。現況、非農地。番号2。地番1332番6。地目、田。面積81平方メートル。現況、非農地。番号3。地番128番1。地目、田。面積893平方メートル。他2筆。計3筆、1709平方メートル。現況、非農地。番号4。地番449番。地目、畑。面積128平方メートル。現況、非農地。番号5。地番181番。地目、田。面積400平方メートル。現況、非農地。6ページに参ります。番号6。地番542番。地目、畑。面積707平方メートル。現況、非農地。番号7。地番1103番。地目、田。面積95平方メートル。現況、非農地。番号8。地番725番。地目、畑。面積89平方メートル。他1筆計、2筆。1595平方メートル。現況、非農地。番号9。地番239番。地目、田。面積158平方メートル。現況、非農地。番号10。地番241番。地目、畑。面積317平方メートル。現況、非農地。番号11。地番1169番2。地目、田。面積380平方メートル。現況、非農地。計11件5645平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号11について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。これについて、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。

采野委員	5番。采野です。3番の案件ですが、転用事実の照会という事で農地の地目が非農地の地目に変更されるということで、これまで農地パトロールで、再生が困難な農地として扱っていたが、農地じゃなくなると農業委員会としては管轄から外れることとなるという認識で良いのか。
事務局	登記地目が非農地になることで、農業委員会の所管からは外れることとなります。
采野委員	農業委員会からの所管から外れるとなると、このまま現状が放置された状態が続くと、隣接地に農地があるので、凄く迷惑になる。今後こんな状態の農地が増え続けていくことが問題だと思う。
会長	ご意見ごもっともなことだと思います。本来は4条の申請をとってもらべき案件が含まれると私も思っております。農業委員会では、農地である間にしっかりと農地の適正管理を求めていくこと。また農地で無いなら、非農地判断をしっかりと実施していくことが、今後の農業委員会の法的事務の適正な執行につながることを考えています。また農地パトロールでもしっかりと農地、非農地の判断を考慮しながら調査をしていただくことを念頭に、業務を進めていただきたいと思います。この後、非農地判断委員会も開催させていただきます。この委員会においても、しっかりと現況山林の農地を整理させていただきたいと考えているところであります。他に何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見ないようでございますので、以上で報告第21号を終ります。次に、議事日程第6議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員の皆さんからそれぞれ説明をお願いします。
事務局	7ページをお開きください。高島市農委議案 第39号。農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年10月9日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。8ページをご覧ください。1. 所有権の移転。番号

	1。土地の表示、地番2447番。地目、田。面積1374平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 3ページ・4ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を図りたい、マキノ在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人は認定農業者であり、農作業歴は長く、農作業機械も保有されており、申請地において水稻と露地野菜を栽培する計画で、土地改良区からの同意も得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 現在、橋本委員と連絡がとれない状況から、委員からの発言は割愛させていただきます。
事務局	では、次にまいります。番号2。土地の表示、地番613番1。地目、畑。面積25平方メートル。地番615番1。地目、畑。面積134平方メートル。計2筆、面積159平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 5ページから7ページをご参照ください。申請地は、譲渡人が遠隔地に居住しており、これまで譲受人に農地の管理を手伝ってもらっていましたが、高齢により離農することとなったため、新旭在住の譲受人である弟に贈与により所有権を移転するものです。申請地は、実家の隣にあり、そこでの農作業場が利用できるのもので利便が良く、自家用野菜の栽培を計画されています。譲受人の農作業歴も長く、大型機械も保有しており、申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。この件につきましても、橋本委員でございますので、ご意見を割愛させていただきます。
事務局	次にまいります。番号3・番号4の案件は、申請事由が譲渡人、譲受人相互の交換であることから、一括して説明させていただきます。番号3。土地の表示、地番906番1。地目、畑。面積981平方メートル。番号4。土地の表示 地番907番1。地目、畑。面積854平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 7ページから9ページをご参照ください。申請地は、相互に交換することにより、隣接する農地と一体利用ができるため、所有権移転の話がまとまったものです。双方の譲受人は、農作業経験もあり小型の農業機械を所有し、これまでどおり野菜等の栽培を計画されており、いずれも自宅周辺に位置し、日々の農作物の管理や土地の管理がしやすく、継続的に農作物を作ることが可能です。なお、いずれの申請地も、農地の一部に雑木および竹林がありますが、譲受人におい

采野委員	て令和８年８月末をめどに伐開除根を行う農地復元計画書が提出されています。労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 ５番、采野です。お話も聞いて参りました。事務局からの説明のとおりでございます。特に問題ないと思います。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	次に参ります。番号５。土地の表示、地番７２１番１。地目、田。面積７７６平方メートル。土地の表示、地番７２２番１。地目、畑。面積２３平方メートル。計２筆、７９９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 １０ページから１２ページをご参照ください。申請地は、これまでから、今津在住の譲受人が実質所有していたもので、隣接地には譲受人の居宅があり、申請地を含め管理をされていました。これまでから、譲受人から譲渡人へ、正式に所有権移転登記を依頼していましたが、今回譲渡人の相続登記が完了したため、改めて売買による所有権の移転登記を行うものです。譲受人は、居宅に隣接する申請地で、耕運機により耕起し、玉ねぎや白菜などの野菜の栽培を行う営農計画書が提出されています。 なお、申請地は現在休耕地となっているため、令和８年３月までに雑草等の撤去後、耕起し耕作できる状態になるよう農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中田委員	６番、中田です。現場も確認してまいりました。まず譲受人と譲渡人の親が兄弟の事案です。以前から申請地の隣に譲受人が居住しております。先ほどの事務局からの説明がありましたが、現在、申請地は草刈り・耕起がされて農地に復元されている状況です。農地も連坦している状況で、家庭菜園を中心とした農作業をしていきたいということで、適正なる３条要件を満たしている事案と判断をしています。皆様方の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。９ページをご覧ください。番号６。土地の表示、地番２２４番。地目、田。面積２３８平方メートル。地番２４５番。地目、田。面積４３６平方メートル。地番１０３６番。地目、田。面積３００１平方メートル。地番１０３８番。地目、田。面積２７０５平方メートル。地番１０３９番。地目、田。面積２５７５平方メートル。地番１０４４番

	1. 地目、田。面積1850平方メートル。地番1046番。地目、田。面積1831平方メートル。地番1047番。地目、田。面積1883平方メートル。地番1112番。地目、田。面積3179平方メートル。地番1144番1。地目、田。面積2277平方メートル。計10筆、面積19975平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 12ページから19ページをご参照ください。申請地は、これまで、農地を2人で共有していましたが、京都市在住の譲渡人が死亡したことから、共有名義人の一人である、今津在住の譲受人へ財産の散財を防ぐため遺贈により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、大型の農業機械も所有しており、申請地において水稻と野菜の栽培を計画されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中田委員	6番、中田です。現場も確認してまいりましたので、報告させていただきます。譲受人は30年以上前から申請地で耕作されている状況で、譲渡人と譲受人は、叔母と甥の関係となります。譲受人は3分の2の権利者として権利を持っておりました。なお経営面積との差の12000平方メートルの差は、現在●●●●●●●●●●へ作業委託されている状況で、今後同様に農業経営されていくというところでございます。慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。10ページをご覧ください。番号7。土地の表示地番678番。地目、田。面積1732平方メートル。地番709番1。地目、田。面積1456平方メートル。地番710番1。地目、田。面積1172平方メートル。地番711番1。地目、田。面積1300平方メートル。地番1139番。地目、田。面積1057平方メートル。地番1140番。地目、田。面積1279平方メートル。地番3779番。地目、田。面積1039平方メートル。地番3780番。地目、田。面積1516平方メートル。計8筆、面積10551平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 20ページから26ページをご参照ください。申請地は、安曇川と高島に分布しており、譲渡人の自営業が忙しく耕作することが難しいことから、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で都合が良い、安曇川在住の譲受人との間で、贈与により所有権を移転するものです。 譲受人の農作業歴は長く、トラクターやコンバイン等の機械も保有し、申請地において水稻の栽培を計画されていますが、農作業の一部は作業委

	託する計画です。なお、申請地のうち、１１３９番および１１４０番は、現在耕作されておりませんが、上安曇地域のほ場整備区域内に位置することから、ほ場整備事業の進捗により、農地に復元される見込みであり、農地復元の見込みは令和１０年頃を予定しています。また、安曇川と高島のエリアそれぞれに土地改良区の同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番、地村です。ただいまの事務局の説明のとおりです。特に問題は無いと判断しました。ご審議をよろしくお願いいたします。
浅井委員	１５番、浅井です。鴨川土地改良区の区域でございます。ただいまの事務局の説明のとおりです。特に問題は無いと判断しました。慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号８。土地の表示、地番１１４９番。地目、田。面積１７１平方メートル。地番１１５４番。地目、田。面積１１２平方メートル。計２筆、２８３平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２６ページから２８ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており、耕作することが難しく、農地を手放したい譲渡人と、高島で新たに農業を始めたい大津市在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はなく、片道約３０分の車移動が必要になりますが、申請地においてキュウリなどの野菜やチューリップなどの花を栽培する営農計画書が提出されています。現在、申請地は耕作が放棄されていますが、１２月２０日までに、除草と耕起を行う旨の農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	本日、欠席されております中江委員より、ご意見を伺っておりますので報告させていただきます。資料集２７ページにあります申請地の１１５４番の隣接地を相続する予定で、今回の申請地と一体的に耕作を行う計画がされています。特に問題はないと判断しているとのことでした。よろしくお願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号９。土地の表示、地番１８４番１。地目、畑。

	面積 217 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 29 ページ・30 ページをご参照ください。申請地は、以前に不動産会社に、売却され仮登記されていたものが譲受人へ譲渡されていたもので、これまでから、譲受人により管理されていたものです。今回、譲渡人からの申出により、正式に本登記を行い、所有権を移転するものです。譲受人は安曇川の農地所有適格法人であり、農業経験や農業資機材も充実しており、申請地は周辺の農地と併せて大豆の栽培を計画されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	同じく、中江委員よりご意見を伺っておりますので報告させていただきます。資料集 30 ページにある写真のとおり両隣の農地および周辺の農地についても譲受人が耕作されることとされており、特に問題がないとのことでした。以上でございます。
事務局	はい。次に参ります。番号 10。土地の表示、地番 780 番 1。地目、田。面積 891 平方メートル。地番 780 番 3。地目、田。面積 297 平方メートル。計 2 筆、1188 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 31 ページから 33 ページをご参照ください。申請地は、譲渡人である父親から子である高島在住の譲受人へ贈与により、所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、自宅に隣接しており何かと便利が良い申請地において、ブドウの栽培を行う旨の営農計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	14 番山田です。申請内容については事務局から説明のあったとおりです。自宅に隣接した農地でブドウ栽培をされる計画です。特に問題ないと判断しております。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	はい。次に参ります。11 ページをご覧ください。番号 11。土地の表示、地番 1506 番。地目、田。面積 2682 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 33 ページから 35 ページをご参照ください。申請地は、高島に拠点を置く譲受人が稼働している植物発酵エキスの製造工場に隣接しており、今般、原材料費の購入経費もかさむことから自社で野菜の栽培を行いたく、譲渡人に申し入れたところ話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は高島に拠点を置き植物発酵

	エキスの製造をおこなっていますが、大津市に本社のある農地所有適格法人であり、耕運機を所有し、トラクターなどをリース契約し、原材料確保のためにキャベツやニンジン、ケールなどの野菜を栽培する営農計画書が提出されており、土地改良区からの同意も得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員	15番浅井です。内容は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。特に問題はないと判断しました。慎重な審議をお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号12。土地の表示、地番672番1。地目、畑。面積307平方メートル。地番723番1。地目、田。面積339平方メートル。計2筆、646平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 35ページから37ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く管理するのに都合が良い、新旭在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴は長く、トラクターや耕運機を1台ずつ所有しており、申請地において水稻や野菜の栽培を計画されており、水稻については、田植えや稲刈りは作業委託する計画です。また、土地改良区からの同意も得られている状況です。なお、申請地は現在、雑草が生い茂っておりますが、令和8年3月頃を目途に耕運機等を使用して耕作できる状態になるよう農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	16番、古田です。ただいま、事務局から説明のあったとおりです。現地も確認してまいりました。特に問題ないと判断しました。慎重な審議をよろしくをお願いします。
事務局	はい。次に参ります。番号13。土地の表示、地番3173番。地目、田。面積1389平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 38ページ・39ページをご参照ください。申請地は、離農により農地を売却したい譲渡人と、隣接農地を所有し農業の規模拡大を図りたい、新旭在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、現在、農業機械は保有しておりませんが、田植えや稲刈りなどは地元の農家に作業委託されており、申請においても、

足立委員	同様に作業委託する計画です。また、土地改良区からの同意も得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 18番、足立です。本日、清水委員が欠席されておりますので、私が報告を受けておりますので、変わって報告します。申請内容は、事務局の説明のとおりです。現地を確認したところ問題ないと判断しました。譲渡人は離農されることから規模拡大する譲受人へ売買され、作業委託される予定です。慎重な審議をお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議を行います。本件についてご意見ご質問ございましたら、ご発言ください。
中川委員	11番、中川です。No.5の案件ですが、事務局から説明いただいたんですが、資料集10ページの位置図を見ると、2筆の間が白く色抜きされているみたいに見えるがどうか。
中田委員	現場では、低い畝がありますが、一体化されており現況は、全くわかりません。説明に代えさせていただきます。
会長	他に、ご質問ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も尽きたようですので、これより「農地法第3条の規定による許可申請について」の採決を行います。所有権の移転。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

	全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 10 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です 次に、番号 11 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です 次に、番号 12 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です 次に、番号 13 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号 1 から番号 13 の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第 7。議案第 40 号「農地法第 4 条の規定によ

事務局	る許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 12ページをお開きください。高島市農委議案第40号。農地法第4条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年10月9日 高島市農業委員会会長。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。13ページをご覧ください。番号1。土地の表示、地番1番10。地目、田。面積474平方メートル。転用目的、宅地分譲（専任媒介）。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の40ページから42ページをご参照ください。本件は、顧客からの問い合わせが多い駅前周辺の物件を確保するため、不動産会社より打診され、自身の農地1筆を転用し、1区画の宅地を分譲するものです。 農地区分は、都市計画用途地域の第1種住居地域にあるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上で許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水は北側既設道路側溝へ放流します。既に土地改良区からも同意が得られている状況です。なお申請地は、申請人と不動産会社との間で「専任媒介契約書」が締結されており、造成後は、不動産会社が宅地販売を行うこととなります。万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年11月1日から令和7年12月30日の予定です。以上でございます。
地村委員	10番、地村です。申請地はただいま説明がありました事務局の説明のとおりでございます。安曇川駅の西側にあり、周辺は住宅等が建っております。現場も確認してまいりました。特に問題ないと考えます。慎重な審議をお願いします。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を審議します。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより議

	案第４０号「農地法第４条の規定による許可申請について」の採決に入らせていただきたいと思います。番号１と番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手 会長 はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第４０号「農地法第４条の規定による許可申請について」の番号１の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第８。議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 事務局 １４ページをお開きください。高島市農委議案第４１号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和７年１０月９日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転および使用貸借による権利の設定にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１５ページにまいります。１．所有権の移転。番号１。土地の表示 地番５３７番１。地目、田。面積２８９平方メートル。地番５４３番１。地目、田。面積７２２平方メートル。計２筆、１０１１平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４２ページから４５ページをご参照ください。本件は、譲受人が京都市で、中国茶の販売および店舗を営んでいたが、自らの居住と営業の継続のため、田２筆を、売買により譲り受け、来客用および自家用駐車場として農地転用するものです。農地区分は、黒谷の集落内にあり、周りに住宅等があるため、「住宅等が連坦している」に該当するため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については、自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書が添付されている状況です。なお、譲渡人からは、申請地の一部を農地法の許可を得ずに、自己が使用する駐車場用地として造成しており、今後において、農地法を遵守する旨の顛末書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年１１月１５日から令和８年４月１５日の予定です。以上でございます。
--	---

山田委員	13番山田です。本日、岸田委員が欠席されておりますので、私が代わって報告します。申請内容は事務局からの説明のとおりです。特に問題ないと判断しました。慎重なご審議をお願いします。
事務局	次に参ります。番号2。土地の表示、地番865番。地目、田。面積376平方メートル。地番871番。地目、田。面積536平方メートル。地番872番。地目、田。面積859平方メートル。計3筆、1771平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の45ページから47ページをご参照ください。本件は、建設業を営む譲受人が、会社の資材置場として使用するため、田3筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画用途地域の第1低層住居専用地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は、西側と南側に排水路を設けて、南側既設水路へ放流し、盛土は安定勾配による法面処理を施し、法上に水路を設けて、土砂の流出を防ぐこととします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書および隣接者承諾書が添付されている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年12月1日から令和8年3月31日の予定です。以上でございます。
山田委員	14番、山田です。申請内容は事務局の説明のとおりです。申請場所は会社の近くにあることから防犯上や利便性からこの場所を選ばれたとのことでした。特に問題ないと判断しました。慎重なご審議をお願いします。
事務局	はい。16ページに参ります。2. 使用貸借による権利の設定。番号1。土地の表示 地番2番3。地目、田。面積834平方メートルのうち272.64平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の48ページから50ページをご参照ください。本件は、大津市に居住していましたが、高島から通勤するため、父親の農地を、使用貸借にて借り受け、一般住宅として農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域が第1種住居地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、南側既設水路へ排水し、北

	側と東側にＬ字擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。万一被害が生じた場合には、借人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書および土地改良区の同意書が添付されている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年１１月１日から令和８年６月３０日の予定です。以上でございます。
石津委員	１９番、石津です。事務局からの説明のとおりです。特に問題ないと思います。慎重な審議をお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第５条の規定による許可申請について」の審議を行います。本件についてご意見ご質問ございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第５条の規定による許可申請について」の採決を行います。１．所有権の移転。番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数
会長	はい、ありがとうございます。挙手多数です。 次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数
会長	はい、ありがとうございます。挙手多数です。 次に、２．使用貸借による権利の設定。の番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第４１号「農

	地法第5条の規定による許可申請について」については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは、次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたしますが、再開は3時00分とします。 (農業政策課職員：入室)
会長	それでは再開します。次に議事日程第9議案第42号。「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。 これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。
事務局	はい。説明させていただきます。17ページをお開きください。高島市農委議案第42号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和7年10月9日。高島市農業委員会会長。 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課の上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、継続案件として新旭地域で1件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。18ページをご覧ください。番号号1の●●●さんの農業経営改善計画の概要でございます。この方は新旭在住ですが、マキノで農業経営をされています。5年前の経営面積は906aであり、これを1,000aまで拡大する計画を立てられていました。現状は1,000aまで拡大されました。今後は、農地の入れ替えなどを行いながら面積を維持して、獣害対策や管理の徹底により収量の増加を図られる計画を立てられています。また、販売先を見直すことやコスト削減、新たな品目の栽培により、所得向上を目指されます。以上の1件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。 以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。

会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第４２号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の審議を行います。それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、お願いします。何かございませんか。それでは、ご意見、ご質問がないようですので、これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の採決を行います。番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第４２号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の「農業経営改善計画の概要」番号１の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
事務局	それでは、報告事項第１「地域計画における協議の場の結果報告について」先ほど、中川委員と采野委員よりご質問いただきました件につきまして、内容が確認できましたので、報告させていただきます。いずれも安曇川の横江区で、変更前と変更後の耕作者の氏名が同じであることについてのご質問でした。変更の内容は、今在家区の地域計画と重複して農地が計上されていたことから、今回横江区の地域計画から削除する修正をさせていただいたものでございました。以上で説明とさせていただきます。
会長	はい。ただいま説明がございました。これで回答とさせていただきます。 それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。 （午後３時５分　議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 2 番 _____

議事録署名委員 5 番 _____